

富山市地域福祉計画における第2回策定委員会からの主な変更点等について

資料 1

1 富山市地域福祉計画における第2回策定委員会からの主な変更点について

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について																																																																																																																																			
1	6, 8	第1章 計画の策定にあたって 2 計画の性格 (1) 計画の位置づけ 3 計画の期間	地域福祉計画と自殺対策総合戦略の位置づけを整理したため。	自殺対策総合戦略について、図表1-3及び1-5に追記。  <div style="text-align: center;"> <p>図表 1-3</p> </div> <p>図表 1-5</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画名</th> <th colspan="10">年度</th> </tr> <tr> <th>R元 2019</th> <th>R2 2020</th> <th>R3 2021</th> <th>R4 2022</th> <th>R5 2023</th> <th>R6 2024</th> <th>R7 2025</th> <th>R8 2026</th> <th>R9 2027</th> <th>R10 2028</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2次総合計画</td> <td colspan="10" style="text-align: center;">基本構想</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;">前期基本計画</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">後期基本計画</td> </tr> <tr> <td>地域福祉計画</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">地域福祉計画 (令和元年度～令和5年度)</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">地域福祉計画 (令和6年度～令和10年度)</td> </tr> <tr> <td>高齢者総合福祉プラン</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第7期計画</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">第8期計画</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">第9期計画</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第10期計画</td> </tr> <tr> <td>障害者計画</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第3次計画</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">第4次計画</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">第5次計画</td> </tr> <tr> <td>障害福祉計画・ 障害児福祉計画</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第5期計画 第1期計画</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">第6期計画 第2期計画</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">第7期計画 第3期計画</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">第8期計画 第4期計画</td> </tr> <tr> <td>子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)</td> <td colspan="1" style="text-align: center;">1期 計画</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">第2期計画</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">第3期計画</td> </tr> <tr> <td>健康プラン21</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">第2次計画</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">第3次計画</td> </tr> <tr> <td>自殺対策総合戦略</td> <td colspan="10" style="text-align: center;">自殺対策総合戦略 2019-2026</td> </tr> <tr> <td>地域福祉活動計画 (富山市社会福祉協議会)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2次 計画</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">第3次計画</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">第4次計画</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	年度										R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	第2次総合計画	基本構想											前期基本計画					後期基本計画					地域福祉計画	地域福祉計画 (令和元年度～令和5年度)					地域福祉計画 (令和6年度～令和10年度)					高齢者総合福祉プラン	第7期計画		第8期計画			第9期計画			第10期計画		障害者計画	第3次計画		第4次計画				第5次計画				障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第5期計画 第1期計画		第6期計画 第2期計画			第7期計画 第3期計画		第8期計画 第4期計画			子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)	1期 計画	第2期計画				第3期計画					健康プラン21	第2次計画					第3次計画					自殺対策総合戦略	自殺対策総合戦略 2019-2026										地域福祉活動計画 (富山市社会福祉協議会)	2次 計画		第3次計画				第4次計画			
計画名	年度																																																																																																																																						
	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028																																																																																																																													
第2次総合計画	基本構想																																																																																																																																						
	前期基本計画					後期基本計画																																																																																																																																	
地域福祉計画	地域福祉計画 (令和元年度～令和5年度)					地域福祉計画 (令和6年度～令和10年度)																																																																																																																																	
高齢者総合福祉プラン	第7期計画		第8期計画			第9期計画			第10期計画																																																																																																																														
障害者計画	第3次計画		第4次計画				第5次計画																																																																																																																																
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第5期計画 第1期計画		第6期計画 第2期計画			第7期計画 第3期計画		第8期計画 第4期計画																																																																																																																															
子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)	1期 計画	第2期計画				第3期計画																																																																																																																																	
健康プラン21	第2次計画					第3次計画																																																																																																																																	
自殺対策総合戦略	自殺対策総合戦略 2019-2026																																																																																																																																						
地域福祉活動計画 (富山市社会福祉協議会)	2次 計画		第3次計画				第4次計画																																																																																																																																

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
2	10 ～ 22	第2章 地域福祉を取り巻く現状	最新のデータへの更新。	図表2-3、2-4、2-5、2-6、2-7 2-10、2-11、2-12、について、各課所管の最新データに更新し、本文中の数値を修正。
3	21	第2章 地域福祉を取り巻く現状 3 地域の主な支援者の状況 (2) ボランティアの状況	増減理由の詳細の記載。	(修正前) 団体登録は、ボランティア活動保険への加入の増加により、令和4年度に増加しました。  (修正後) 団体登録は、 <u>すでに活動されている団体に対し、ボランティア活動保険への加入を図ったこと</u> により、令和4年度に増加しました。
4	45	第3章 地域福祉の課題の検証 1 アンケート調査からみえる課題 (7) 成年後見制度の利用促進に向けて	現行計画策定時のアンケートにおいて、同様の設問を行っていたことから、本文中にアンケート結果を追記。	(文言の追加) 制度の名称の認知度としては77.1% <u>(平成30年調査：70.4%)</u> 、制度の内容の認知度としては38.3% <u>(平成30年調査：33.5%)</u> となります。

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
5	51	第3章 地域福祉の課題の検証 3 課題のまとめ	まとめの構成を変更。	<p>(修正前)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動、ボランティア活動等への参加状況に大きな変化はなく、高齢化により見守り活動などの地域福祉の担い手が不足しており、若い世代の参加も求められています。</li> <li>○ボランティア活動等にいずれ参加したい意向のある人は、子育てや介護の経験を生かした、また、同世代を支える活動等への参加希望が高い傾向にあることから、そうした人たちが活動しやすい環境づくりが必要とされています。</li> <li>○地域福祉の団体活動でも、若い世代が参加しやすい活動ができていないということもあり、団体構成員の高齢化が進み、後継者や指導者が育たないという困難さを抱えています。</li> <li>○地域福祉の団体活動は、支援の希望等に応えられない事例があったり、地域住民の関係性が希薄化しているため、より困難になっており、支援者の負担が大きくなっています。</li> <li>○地域福祉の活動団体と地域住民や各種団体と交流を促進し、より実態に即した地域福祉活動につなげていく必要があります。</li> <li>○住民情報の取り扱いや課題解決事例の共有・活用方法の検討が求められています。</li> <li>○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためには、市民、関係団体とも、住民同士のつながり、支え合いが重要、あるいは、必要と認識されています。</li> <li>○悩みや不安を感じた場合に、多くの人が誰（どこ）かに相談できることがうかがえますが、より専門的で複雑な相談もできるよう、相談体制の周知や啓発が必要とされています。</li> <li>○地域における支援者や支援機関の周知とともに、その役割分担の明確化が求められています。</li> </ul> <p>(修正後) P51のとおり。 まとめた課題の見出しを、最初に記載する形としました。</p>

人づくりに  
関する課題

体制づくりに  
関する課題

サービス等  
につなげる  
相談支援に  
関する課題

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
6	55	第4章 地域福祉のめざす方向 2 共通する重要な視点	視点1について、地域共生社会を見出しに記載し、記載内容を整理。	<p>(修正前) ノーマライゼーションとインクルージョンの地域への普及</p> <p>ノーマライゼーションとは、障害などがあってもなくても同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会をめざすという理念です。また、インクルージョンとは、障害のある人などを含むすべての人を地域社会で受け入れ、共に生きていくという理念であり、そのような地域社会を「地域共生（インクルーシブ）社会」といいます。人々の考え方の相違により、誰一人取り残されることのないよう、地域福祉のあらゆる場面において、これらの理念を普及することにより、基本理念の実現を図ります。</p> <p>(修正後) <b>地域共生社会の実現に向けたインクルージョンの理念の浸透</b></p> <p>インクルージョンとは、<b>あらゆる人</b>を地域社会で受け入れ、共に生きていくという理念であり、そのような地域社会を「地域共生（インクルーシブ）社会」といいます。人々の考え方の相違により、誰一人取り残されることのないよう、地域福祉のあらゆる場面において、インクルージョンの理念を<b>浸透</b>させることにより、基本理念の実現を図ります。</p>
7	56 57	第4章 地域福祉のめざす方向 3 基本目標	各基本目標に数値目標の設定を検討していたが、本計画は理念的なことを示す計画であることから、数値目標は設定しないこととした。	数値目標に関する記載を削除。

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について																																										
8	57	第4章 地域福祉のめざす方向 3 基本目標	(分科会での意見) 基本理念(P54)に、「自分らしく」を追記してはどうか。	基本目標Ⅲへの追記を行った。  (修正前) 安心して暮らせる環境づくり  (修正後) 安心して自分らしく暮らせる環境づくり																																										
9	58	第4章 地域福祉のめざす方向 3 基本目標	図表4-1 地域福祉施策の体系について、施策を追記したことにより修正	(修正前)  <table border="1" data-bbox="1429 598 1861 1257"> <thead> <tr> <th>基本理念</th> <th>基本目標</th> <th>施策の方向</th> <th>施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誰もが住み続けられた地域で安心して暮らし続けられるまちをつくる</td> <td rowspan="9">基本目標Ⅰ 地域共生社会に向けた人づくり</td> <td rowspan="3">1 ともに支え合う意識づくり</td> <td>1 啓発活動の推進</td> </tr> <tr> <td>2 福祉教育の推進</td> </tr> <tr> <td>3 再犯防止の推進 (富山市再犯防止推進計画)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 ともに尊重し合う関係づくり</td> <td>1 人権意識の向上</td> </tr> <tr> <td>2 権利の擁護</td> </tr> <tr> <td>3 地域福祉の担い手支援</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3 地域福祉を担う人づくり</td> <td>1 地域福祉の担い手支援</td> </tr> <tr> <td>2 ボランティア活動の推進</td> </tr> <tr> <td>3 新たな担い手の発掘・育成</td> </tr> <tr> <td rowspan="12">基本目標Ⅱ 地域福祉がいきづく体制づくり</td> <td rowspan="4">1 支え合う地域づくり</td> <td>1 コミュニティの醸成</td> </tr> <tr> <td>2 見守り、問題発見体制の充実</td> </tr> <tr> <td>3 各種団体の活動支援</td> </tr> <tr> <td>4 学校、企業等との連携</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 寄り添い支える体制づくり</td> <td>1 包括的な相談支援の推進</td> </tr> <tr> <td>2 参加支援の推進</td> </tr> <tr> <td>3 地域づくり活動の推進</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">3 地域福祉の場づくり</td> <td>1 地域福祉活動拠点の整備</td> </tr> <tr> <td>2 公共施設の有効活用</td> </tr> <tr> <td>1 情報アクセシビリティの向上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり</td> <td rowspan="3">1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり</td> <td>2 きめ細かな相談支援の推進</td> </tr> <tr> <td>3 福祉サービス事業の充実</td> </tr> <tr> <td>4 成年後見制度の利用促進 (富山市成年後見制度利用促進基本計画)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2 人にやさしいまちづくり</td> <td rowspan="3">1 ユニバーサルデザインの推進</td> <td>2 安心して暮らせる住まいの確保</td> </tr> <tr> <td>2 安心して暮らせる住まいの確保</td> </tr> <tr> <td>3 能力活用と就労への支援の充実</td> </tr> </tbody> </table>	基本理念	基本目標	施策の方向	施策	誰もが住み続けられた地域で安心して暮らし続けられるまちをつくる	基本目標Ⅰ 地域共生社会に向けた人づくり	1 ともに支え合う意識づくり	1 啓発活動の推進	2 福祉教育の推進	3 再犯防止の推進 (富山市再犯防止推進計画)	2 ともに尊重し合う関係づくり	1 人権意識の向上	2 権利の擁護	3 地域福祉の担い手支援	3 地域福祉を担う人づくり	1 地域福祉の担い手支援	2 ボランティア活動の推進	3 新たな担い手の発掘・育成	基本目標Ⅱ 地域福祉がいきづく体制づくり	1 支え合う地域づくり	1 コミュニティの醸成	2 見守り、問題発見体制の充実	3 各種団体の活動支援	4 学校、企業等との連携	2 寄り添い支える体制づくり	1 包括的な相談支援の推進	2 参加支援の推進	3 地域づくり活動の推進	3 地域福祉の場づくり	1 地域福祉活動拠点の整備	2 公共施設の有効活用	1 情報アクセシビリティの向上	基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり	1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり	2 きめ細かな相談支援の推進	3 福祉サービス事業の充実	4 成年後見制度の利用促進 (富山市成年後見制度利用促進基本計画)	2 人にやさしいまちづくり	1 ユニバーサルデザインの推進	2 安心して暮らせる住まいの確保	2 安心して暮らせる住まいの確保	3 能力活用と就労への支援の充実
基本理念	基本目標	施策の方向	施策																																											
誰もが住み続けられた地域で安心して暮らし続けられるまちをつくる	基本目標Ⅰ 地域共生社会に向けた人づくり	1 ともに支え合う意識づくり	1 啓発活動の推進																																											
			2 福祉教育の推進																																											
			3 再犯防止の推進 (富山市再犯防止推進計画)																																											
		2 ともに尊重し合う関係づくり	1 人権意識の向上																																											
			2 権利の擁護																																											
			3 地域福祉の担い手支援																																											
		3 地域福祉を担う人づくり	1 地域福祉の担い手支援																																											
			2 ボランティア活動の推進																																											
			3 新たな担い手の発掘・育成																																											
	基本目標Ⅱ 地域福祉がいきづく体制づくり	1 支え合う地域づくり	1 コミュニティの醸成																																											
			2 見守り、問題発見体制の充実																																											
			3 各種団体の活動支援																																											
			4 学校、企業等との連携																																											
		2 寄り添い支える体制づくり	1 包括的な相談支援の推進																																											
			2 参加支援の推進																																											
3 地域づくり活動の推進																																														
3 地域福祉の場づくり		1 地域福祉活動拠点の整備																																												
		2 公共施設の有効活用																																												
		1 情報アクセシビリティの向上																																												
		基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり	1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり	2 きめ細かな相談支援の推進																																										
				3 福祉サービス事業の充実																																										
4 成年後見制度の利用促進 (富山市成年後見制度利用促進基本計画)																																														
2 人にやさしいまちづくり	1 ユニバーサルデザインの推進	2 安心して暮らせる住まいの確保																																												
		2 安心して暮らせる住まいの確保																																												
		3 能力活用と就労への支援の充実																																												

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について																								
9	58	第4章 地域福祉のめざす方向 3 基本目標	図表4-1 地域福祉施策の体系について、施策を追記したことにより修正	(修正後) <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本理念</th> <th>基本目標</th> <th>施策の方向</th> <th>施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを築いていく</td> <td rowspan="9">基本目標Ⅰ 地域共生社会に向けた人づくり</td> <td>1 ともに支え合う意識づくり</td> <td>1 啓発活動の推進 2 福祉教育の推進</td> </tr> <tr> <td>2 ともに尊重し合う関係づくり</td> <td>1 人権意識の向上 2 権利の増進 3 再犯防止の推進 (富山市再犯防止推進計画)</td> </tr> <tr> <td>3 地域福祉を担う人づくり</td> <td>1 地域福祉の担い手支援 2 ボランティア活動の推進 3 新たな担い手の発掘・育成</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">基本目標Ⅱ 地域福祉がいきづく体制づくり</td> <td>1 支え合う地域づくり</td> <td>1 コミュニティの醸成 2 見守り、問題発見体制の充実 3 各種団体の活動支援 4 学校、企業等との連携 5 災害に備えた対策の推進</td> </tr> <tr> <td>2 寄り添い支える体制づくり</td> <td>1 包括的な相談支援の推進 2 参加支援の推進 3 地域づくり活動の推進</td> </tr> <tr> <td>3 地域福祉の場づくり</td> <td>1 地域福祉活動拠点の整備 2 公共施設の有効活用</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">基本目標Ⅲ 安心して自分らしく暮らせる環境づくり</td> <td>1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり</td> <td>1 情報アクセシビリティの向上 2 きめ細かな相談支援の推進 3 福祉サービス事業の充実 4 成年後見制度の利用促進 (富山市成年後見制度利用促進基本計画)</td> </tr> <tr> <td>2 人にやさしいまちづくり</td> <td>1 ユニバーサルデザインの推進 2 安心して暮らせる住まいの確保 3 能力活用と就労への支援の充実 4 スマートシティ政策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	基本理念	基本目標	施策の方向	施策	誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを築いていく	基本目標Ⅰ 地域共生社会に向けた人づくり	1 ともに支え合う意識づくり	1 啓発活動の推進 2 福祉教育の推進	2 ともに尊重し合う関係づくり	1 人権意識の向上 2 権利の増進 3 再犯防止の推進 (富山市再犯防止推進計画)	3 地域福祉を担う人づくり	1 地域福祉の担い手支援 2 ボランティア活動の推進 3 新たな担い手の発掘・育成	基本目標Ⅱ 地域福祉がいきづく体制づくり	1 支え合う地域づくり	1 コミュニティの醸成 2 見守り、問題発見体制の充実 3 各種団体の活動支援 4 学校、企業等との連携 5 災害に備えた対策の推進	2 寄り添い支える体制づくり	1 包括的な相談支援の推進 2 参加支援の推進 3 地域づくり活動の推進	3 地域福祉の場づくり	1 地域福祉活動拠点の整備 2 公共施設の有効活用	基本目標Ⅲ 安心して自分らしく暮らせる環境づくり	1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり	1 情報アクセシビリティの向上 2 きめ細かな相談支援の推進 3 福祉サービス事業の充実 4 成年後見制度の利用促進 (富山市成年後見制度利用促進基本計画)	2 人にやさしいまちづくり	1 ユニバーサルデザインの推進 2 安心して暮らせる住まいの確保 3 能力活用と就労への支援の充実 4 スマートシティ政策の推進
基本理念	基本目標	施策の方向	施策																									
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちを築いていく	基本目標Ⅰ 地域共生社会に向けた人づくり	1 ともに支え合う意識づくり	1 啓発活動の推進 2 福祉教育の推進																									
		2 ともに尊重し合う関係づくり	1 人権意識の向上 2 権利の増進 3 再犯防止の推進 (富山市再犯防止推進計画)																									
		3 地域福祉を担う人づくり	1 地域福祉の担い手支援 2 ボランティア活動の推進 3 新たな担い手の発掘・育成																									
		基本目標Ⅱ 地域福祉がいきづく体制づくり	1 支え合う地域づくり	1 コミュニティの醸成 2 見守り、問題発見体制の充実 3 各種団体の活動支援 4 学校、企業等との連携 5 災害に備えた対策の推進																								
			2 寄り添い支える体制づくり	1 包括的な相談支援の推進 2 参加支援の推進 3 地域づくり活動の推進																								
			3 地域福祉の場づくり	1 地域福祉活動拠点の整備 2 公共施設の有効活用																								
			基本目標Ⅲ 安心して自分らしく暮らせる環境づくり	1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり	1 情報アクセシビリティの向上 2 きめ細かな相談支援の推進 3 福祉サービス事業の充実 4 成年後見制度の利用促進 (富山市成年後見制度利用促進基本計画)																							
				2 人にやさしいまちづくり	1 ユニバーサルデザインの推進 2 安心して暮らせる住まいの確保 3 能力活用と就労への支援の充実 4 スマートシティ政策の推進																							
				10	63 67	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅰ-1-2 基本目標Ⅰ-3-1	すでに記載の内容に加えて、「福祉専門職の教育の推進」についても、福祉人材確保の取り組みや介護保険事業計画とのつながりの観点から、記載を検討すべきではないか。 また、介護人材（介護助手など）の確保、支援について、記載を検討すべきではないか。	基本目標Ⅰ-3-3に、下記のとおり追記。（P69のとおり）  <b>④ 福祉・介護人材の確保</b> <u>少子高齢化の進行等により生産年齢人口が減少し、労働力人口の減少も見込まれる中で、恒常的な人材不足に見舞われている福祉・介護サービスの現場において、将来にわたって安定的に人材を確保していくための支援について検討します。</u>																				

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
11	65	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標 I-2-3 「再犯防止の推進（富山市再犯防止推進計画）」	保護司会からの意見を受け内容修正し、再犯の状況に係るグラフを追加。	<p>② 保護司会との連携強化と多機関連携 保護司は、犯罪をした人の環境改善や更生を助けることを目的に、保護観察<b>事件の担当</b>、生活環境の調整、犯罪予防活動等の再犯防止における重要な役割を担っています。<del>保護司会との情報共有や連携を強化するとともに、富山県や警察、教育委員会をはじめ、矯正施設、検察庁、家庭裁判所、保護観察所、地域生活定着支援センターなどの県内関係機関との連携により、適切で効果的な地域支援体制の構築を図ります。</del> <b>保護司や保護司会との情報共有を図るなど連携を強化するとともに、富山県や警察、教育委員会をはじめ、矯正施設、検察庁、家庭裁判所、保護観察所、地域生活定着支援センターなどの県内関係機関との連携により、適切で効果的な地域支援体制や支援者ネットワークの構築を図ります。</b></p> <p>④ 民間協力者や関係団体の活動支援 地域における再犯防止には、保護司のほか、犯罪をした人の社会復帰を支援する更生保護女性会、BBS会、<b>更生保護協力雇用主会</b>等の更生保護ボランティア、更生保護事業協会<b>や更生保護施設などの更生保護法人</b>、多くの民間ボランティア団体<b>や更生保護法人</b>等の活動に支えられていることから、その活動に対する支援とともに、連携に努めます。</p>
11	65	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標 I-2-3 「再犯防止の推進（富山市再犯防止推進計画）」	保護司会からの意見を受け内容修正し、再犯の状況に係るグラフを追加。	<p>⑤ 福祉や保健、医療等の支援を必要とする人への支援 <del>高齢者や障害のある人、福祉や保健、医療等の支援を必要とする人が<b>犯罪をした場合でも、再犯に陥る要因として</b>、必要な福祉・保健・医療サービスや住まい、就労、生活困窮への支援等を適切に提供するとともに<b>などの各種支援窓口へのアクセスが容易でない場合がある状況を踏まえ</b>、矯正施設・保護観察所<b>や社会復帰を支援する相談窓口など</b>といった関係機関と連携し、福祉的支援を必要とする者の把握と、<b>適切な情報提供</b>や支援の場の提供を行い、地域で生活をおくることができるよう努めます。</del></p>

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
				<p>⑥ <b>民間協力者や関係団体の活動生活の安定に向けた支援</b>  刑務所出所後出所直後や勾留等を解かれた直後の者は、生活の基盤となる住居や就労が不安定な<b>こと場合が多く</b>、再犯の要因にもなっていることから、地域社会で孤立させず、住居確保や安定した就労の確保のため、必要な各種施策や制度等へつなげられるよう、<b>更生保護施設や関係機関と連携・協力し、切れ目のない支援</b>を行います。</p> <p>⑦ <b>国・県との連携強化</b>  <b>国の第二次再犯防止推進計画及や富山県再犯防止推進計画に基づき、それぞれの役割を踏まえ、相互に連携しながら再犯防止に向けた取り組みを推進します。</b></p> <p>「再犯の状況」については、P66のとおり。</p>
12	69	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標 I-3-3 「新たな担い手の発掘・育成」	アンケート結果を踏まえた内容を追記する。	<p>(修正前)  高齢者のほか、若者も地域福祉の担い手としてその力を発揮できる環境づくりに努めます。</p> <p>(修正後)  高齢者や若者のほか、<b>子育てや介護の経験を生かすことが期待される人も</b>地域福祉の担い手としてその力を発揮できる環境づくりに努めます。</p>



No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
13	71	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅱ－1－2－④ 「災害や事故など緊急時の対応」	<p>(分科会での意見)</p> <p>基本目標Ⅱ－1「支え合う地域づくり」の中の施策2－④「災害や事故など緊急時の対応」を、「施策5 自然災害や感染症に備えた対策の推進」としてはどうか。</p>	<p>(修正前)</p> <p>基本目標Ⅱ－1－2 ⇒削除 ④ 災害や事故など緊急時の対応 災害や事故など緊急時において、高齢者や障害のある人などの要配慮者のほか、被害者やその家族を支援するため、関係機関と連携し、救済制度などの広報に努めるとともに、相談機能の充実や支援体制づくりの推進に取り組みます。</p> <p>(修正後)</p> <p>基本目標Ⅱ－1 ⇒新設 (P73のとおり) <b><u>施策5 災害に備えた対策の推進</u></b></p> <p><b><u>① 地域防災力の向上</u></b> <b><u>災害の発生に備え、自主防災組織の育成を積極的に推進するとともに、地域住民に対する研修、広報、訓練を実施し、防災啓発に努めます。</u></b></p>

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
13	71	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅱ-1-2-④ 「災害や事故など緊急時の対応」	(分科会での意見) 基本目標Ⅱ-1「支え合う地域づくり」の中の施策2-④「災害や事故など緊急時の対応」を、「施策5 自然災害や感染症に備えた対策の推進」としてはどうか。	② <u>要配慮者の支援体制の確立</u> <u>災害が発生した場合、自力での避難が難しい高齢者や障害のある人などへの速やかな避難支援や安否確認が行えるよう、防災・福祉等の関係機関と連携し、支援体制の確立に努めます。</u>  ③ <u>社会福祉施設等における業務継続</u> <u>社会福祉施設等は、災害が発生した場合であっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められていることから、施設等からの要請に応じ、地域と連携しながら、業務の継続を図ります。</u>
14	74	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅱ-2 めざす方向	重層的支援体制整備事業に係る内容修正	(修正前) そのため、既存の介護、障害、子育て、生活困窮などの相談支援の取り組みを生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制を構築するため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を実施します。また、これらの支援を一層効果的に実施するため、「継続的な伴走支援」、「多機関協働による支援」をあわせて実施し、重層的な支援体制（セーフティネット）の構築を推進します。  (修正後) そのため、既存の介護、障害、 <u>子ども</u> 、生活困窮の <u>相談支援</u> などの取り組みを生かしつつ、地域住民やその世帯の <u>複雑・複合化した</u> 支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を実施します。また、これらの支援を一層効果的に実施するため、 <u>「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を一体的に実施し</u> 、重層的な支援体制（セーフティネット）の構築を推進します。 (P74のとおり)

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
15	74	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅱ-2-1 「包括的な相談支援の推進」	重層的支援体制整備事業に係る内容修正	<p>① <u>包括的相談支援事業</u>  <u>妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援を行い、不安の解消を図ることも家庭センター、高齢者の地域における総合的な相談窓口である地域包括支援センター、地域で生活する障害のある人の身近な相談窓口である委託相談支援事業所や総合的な相談窓口である基幹相談支援室、生活困窮者の相談窓口である社会福祉協議会等が連携しながら、本人・世帯の属性にかかわらず相談を受け止める包括的相談支援を、一体的に実施するものです。受け止めた相談のうち、当該相談支援機関のみでは解決が難しい8050問題など、複雑・複合化した課題や制度の狭間にある課題に対し、相談支援機関間の役割分担の整理が必要な場合は、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。</u></p> <p>② <u>多機関協働事業</u>  <u>複雑・複合化した相談に対しては、庁内における連携をはじめ、庁外の関係機関等との多職種による連携や多機関との協働のもと、支援方法の検討などを行います。</u>  <u>また、支援機関間が円滑に連携が取れるようサポートする役割を担うほか、包括的な支援体制の構築に向けた各種研修等を実施します。</u></p> <p>③ <u>アウトリーチ等を通じた継続的支援</u>  <u>複雑・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人や世帯に対し、支援を届けます。本人と直接対面したり、継続的な関わりを持ったりするために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。</u>  <u>また、会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけます。</u></p>

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
16	75	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅱ-2-2-① 「参加支援事業」	重層的支援体制整備事業に係る事業内容へ修正	<p>(修正前)</p> <p>ひきこもりなど、長く社会とのつながりが途切れている人に対し、社会とのつながりを回復するため、その状況に応じた段階的な支援を行います。</p> <p>(修正後)</p> <p>ひきこもりの<b>状態</b>など、長く社会とのつながりが途切れている人に対し、社会とのつながりを回復するため、<b>利用者のニーズを踏まえながら、地域資源を活用した居場所づくりや就労支援など、利用者の状況に応じた段階的で時間をかけた支援を行います。</b></p>
17	76	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅱ-2-3-⑧ 「障害のある人の地域生活への支援」	支援に係る具体的内容を追記。	<p>障害のある人が地域における支え合いの中で共に生き、地域社会の一員として生きがいや社会的役割を持ち、安心して自分らしい生活を営むことができるよう<b>な、情報提供・意思疎通の</b>支援や地域づくりを推進します。</p>
18	76	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅱ-2-3-⑪ 「ひきこもりへの支援」	担当課による見直し	<p>(修正前)</p> <p>ひきこもりは、学校や職場などに居場所がなくなることにはじまり、一旦ひきこもると、誰にも相談できず、地域社会とのつながりを失い、その状態が継続してしまうことに問題があります。そのため、できるだけ早い段階で状況を把握し、地域社会とのつながりを保つよう、関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>(修正後)</p> <p><b>ひきこもりの状態にある方やその家族はそれぞれ異なる経緯や課題を抱えています。より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる場所や自らの役割を感じられる機会をつくるために、関係機関と連携して取り組みます。</b></p>

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
19	77	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅱ-2-3 「地域づくり活動の推進」	実態に応じた記載に修正	<p>(修正前)</p> <p>⑮ 子ども食堂・地域食堂への支援</p> <p>子どもから高齢者まで誰もが参加できる子ども食堂、地域食堂の取り組みを通じて、コミュニティの活性化やボランティア活動を推進するため、事業の立ち上げや安定的な活動が継続できるよう支援します。</p> <p>(修正後)</p> <p><b>⑮ 地域食堂への支援</b></p> <p><b><u>子どもから高齢者まで、誰もが参加できる地域食堂に関する取り組みを通じて、コミュニティの活性化やボランティア活動の推進が図られるよう、必要な支援を行います。</u></b></p>
20	80	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅲ-1-1-② 「支援者等への情報提供」	機関名の修正	<p>(修正前)</p> <p>基幹相談支援センター、子ども家庭センター</p> <p>(修正後)</p> <p>基幹相談支援<b>室</b>、<b>こども</b>家庭センター</p>

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
21	81	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅲ-1-2-① 「身近な相談を受け止める体制の整備等」	包括的な相談支援の推進に係る記載を行ったことにより、内容の見直し	<p>(修正前)</p> <p>幼児から高齢者、障害のある人へのサービスを一元的・包括的に提供するまちなか総合ケアセンター、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援を行い、不安の解消を図る子ども家庭センター、高齢者の地域における総合的な相談窓口である地域包括支援センター、地域で生活する障害のある人の総合的な相談窓口である基幹相談支援センター、生活困窮者の相談窓口である社会福祉協議会等における相談支援の充実を図ります。</p> <p>(修正後)</p> <p><u>地域住民が身近に立ち寄ることができる行政窓口であり、暮らしや生活の話、相談ができる73箇所の地区センター、福祉をはじめとする様々な相談に対応する7箇所の保健福祉センターの機能の維持に努めます。</u></p> <p><u>また、乳幼児から高齢者、障害のある人へのサービスを、まちなか総合ケアセンターで一元的・包括的に提供します。</u></p>
22	82	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅲ-1-3-③ 「指定管理者制度の導入」	社会福祉事業団について、特別に記載する必要がないため、削除。	<p>多様化する市民のニーズに効果的、効率的に対応するため、市の福祉施設の管理に民間の能力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減等を図ります。<del>なお、現在、障害者通所施設や養護老人ホームなど、市の福祉施設の多くを富山市社会福祉事業団が管理・運営しています。</del></p>

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
23	83 84	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅲ－1－4 「成年後見制度の利用促進」	担当課による内容修正しを行い、 概念図を追加。	<p>① 成年後見制度や権利擁護支援に関する理解・啓発の推進  <b>福祉サービスの適切な利用の促進・成年後見制度の利用促進体制を整備することを目標に、とやま福祉後見サポートセンターを中核機関として位置づけ、協議会を設置し地域連携ネットワークづくりに努めています。この地域連携ネットワークの機能と役割が適切に発揮・発展できるよう、引き続き、中核機関を整備し、成年後見制度の利用促進体制の強化・拡充に努めます。</b>  あわせて、講演会など、より効果的な広報手法を検討し、地域住民に対して成年後見制度や権利擁護支援への理解を深めます。また、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、身寄りのない人、身寄りがない人も頼れない人の増加も予測され、社会全体で支えていく体制の必要性が高まると考えられることから、本人の意思尊重の観点からも、早期の本人申立て支援や判断能力が低下する前の段階からの任意後見制度の利用について啓発します。</p> <p>② 本人と成年後見人等の支援環境や体制の充実  <b>中核機関であるとやま福祉後見サポートセンターにおいて本人の特性に応じた意思決定支援を基本に、</b>本人の意向や状況を踏まえ、各専門職団体等と連携しながら受任者調整を行い、専門職後見人のほか、市民後見人や法人後見人など、適切な後見人の選定について検討します。また、本人らしい生活を継続していくためには、本人の状況に応じた課題解決に取り組める後見人等が重要であることから、多様な担い手の把握や確保、連携に努めます。  （以下、同じのため、省略）</p> <p>なお、「概念図」については、P84のとおり。</p>

No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
24	85	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅲ-2 めざす方向	分科会での意見により修正 合理的配慮の提供に関する理解が 進んでいないように思われるた め、普及啓発を図れるとよい。  市のスマートシティ政策の記載の ため	暮らしの全般にわたる環境整備や合理的配慮の提供を推進します  <u>また、近年目覚ましい発展をみせるデジタル技術を活用して、地域住民の困りごとや地域における課題の解決を図り、誰一人取り残すことのない便利で安心して暮らせるまちをめざします。</u>
25	87	第5章 地域福祉施策の展開 基本目標Ⅲ-2-4 「スマートシティ政策の推進」	市のスマートシティ政策について 記載するため。	① <u>デジタル技術を活用したまちづくりの推進</u> <u>都市部だけでなく、郊外や中山間地域など市内のどこに住んでいても、子どもからお年寄りまでのすべての世代が不安や不便を感じることなく、安心して暮らせるまちをめざし、近年目覚ましい発展を見せるデジタル技術の導入やそれによって得られるデータの利活用により、市民や地域の課題解決を図るスマートシティ政策を推進します。</u>  ② <u>デジタル格差の解消</u> <u>デジタル技術を活用した施策を進めていくにあたり、情報通信技術を利用できる人と利用できない人に格差が生じることが懸念されることから、デジタル格差の解消に向けた取り組みの推進に努めます。</u>  (P87のとおり)



No.	頁	該当箇所	変更内容・理由等	計画への記載・対応について
26	91	第6章 計画の推進に向けて 1 推進体制 (5) 社会福祉協議会の役割	市社協の役割について、より具体化して記載するため。	<p>(修正前)</p> <p>社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中心的な存在として、地域住民、地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められます。また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開を図ることが期待されます。</p> <p>(修正後)</p> <p><u>社会福祉協議会は、社会福祉法に定められた地域福祉を推進する中核的な団体として、住民やボランティア、民生委員、社会福祉法人・福祉施設、NPO法人などの幅広い関係者の参加・協力を得て、誰もが支え合いながら安心して暮らし続けられるまちをめざし、様々な活動を行っています。</u></p> <p><u>地域住民や各関係団体と行政とのコーディネート役としての機能を担い、組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、地域福祉に関わる人々や団体などが集い、地域の課題を解決するための「連携・協働の場」(プラットフォーム)となることで、地域福祉を強力的に推進することが期待されます。</u></p>

## 2 パブリックコメント

### (1) 実施期間等

- ・ 実施期間：令和5年12月20日（水）～令和6年1月10日（水）
- ・ 広報とやま12月20日号で周知
- ・ ホームページ、福祉政策課及び市政情報コーナーで意見を募集

(2) 実施結果      ご意見の提出は、ありませんでした。